

Title	徳に基づく規範理由の分析
Sub Title	A virtue-based analysis of normative reasons
Author	杉本, 俊介(Sugimoto, Shunsuke)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2025
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.155 (2025. 3) ,p.43- 67
JaLC DOI	
Abstract	This study proposes a virtue-based analysis of normative reasons. In metaethics, concepts such as rightness and goodness have been the focus of discussion so far. However, the view that the concept of reasons should instead be focused upon has recently become more mainstream. This is because certain types of reasons—termed “normative reasons”—have a property that supports or opposes an action (called “normativity”), and are considered more fundamental than rightness or goodness. Currently, the various positions seeking to define normative reasons are in disarray. To sort out this confusion and clarify the premise of the discussion, we first answer “what is the function of reasons?” and “what is an analysis?” (Section 2). Next, we introduce six previous analyses of normative reasons—Humeanism, Kantianism, Aristotelianism, Primitivism, Explanationism, and Evidentialism—and point out the problems with each (Section 3). We finally propose and validate a virtue-based analysis of normative reasons that modifies Aristotelianism (Section 4).
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000155-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳に基づく規範理由の分析

——杉 本 俊 介*——

A Virtue-based Analysis of Normative Reasons

Shunsuke Sugimoto

This study proposes a virtue-based analysis of normative reasons. In metaethics, concepts such as rightness and goodness have been the focus of discussion so far. However, the view that the concept of reasons should instead be focused upon has recently become more mainstream. This is because certain types of reasons—termed “normative reasons”—have a property that supports or opposes an action (called “normativity”), and are considered more fundamental than rightness or goodness. Currently, the various positions seeking to define normative reasons are in disarray. To sort out this confusion and clarify the premise of the discussion, we first answer “what is the function of reasons?” and “what is an analysis?” (Section 2). Next, we introduce six previous analyses of normative reasons—Humeanism, Kantianism, Aristotelianism, Primitivism, Explanationism, and Evidentialism—and point out the problems with each (Section 3). We finally propose and validate a virtue-based analysis of normative reasons that modifies Aristotelianism (Section 4).

1. はじめに

本稿では、規範理由に関して徳に基づく分析を提案する。メタ倫理学ではこれまで、正しさや善さといった概念が中心的に論じられてきた。ところが最近、理由概念を中心に論じるべきだという見解が主流になりつつある。ある種類の理由には、ある行為を支持したり、それに反対したりする

* 慶應義塾大学商学部

性質（「規範性」と呼ばれる）が備わっており、それが正しさや善さよりも基礎的だと考えられるからだ。この種類の理由は「規範理由」と呼ばれる。

現在、規範理由とは何かをめぐる様々な立場が乱立している（杉本2019）。この錯綜した状況を整理するため、本稿ではまず、「理由の機能とは何か」、「理由の分析とは何か」に答え、議論の前提を明確にする（第2節）。次いで、従来の理由分析を六つ（ヒューム主義、カント主義、アリストテレス主義、原始主義、説明主義、証拠主義）紹介し、それぞれの問題点を指摘する（第3節）。そのうえで、従来のアリストテレス主義を修正した、徳に基づく規範理由の分析を提案し、この分析を擁護する（第4節）。

2. 議論の前提

2.1 理由の機能

そもそも理由（reasons）とは何か。次のペンキの事例を取り上げたい。ある行為者が衝動的にペンキを飲みたくなったとしよう。その行為者は自分が飲もうとしている液体がペンキであることを知っている。また、ペンキを飲むことがばかげたことであることも分かっているとしよう。なぜ飲もうとしているのかと尋ねれば、ただ飲みたい衝動に駆られているのだ。この行為者にはペンキを飲む理由があるだろうか。

通常状況下では、ペンキを飲むという行為を正当化する理由はないだろう。その行為者はペンキを飲むべきではない。しかし、その行為者が衝動的にペンキを飲んだのであれば、その行為者を動機づける理由はあるだろう¹。では、ペンキを飲みたい衝動がマッドサイエンティストによってこの行為者に植え付けられたものならどうだろうか。この衝動は行為者を動機づける理由ではないが、その行為者の行為を説明する理由にはなると言いたくなるだろう²。

この事例から理由は少なくとも三つの機能をもつことがわかる。第一に、ある理由は行為を支持したり正当化したりする。この機能をもつ理由

は「規範理由 (normative reason)」と呼ばれる。第二に、ある理由は行為者を動機づける。この機能をもつ理由は「動機づけ理由 (motivating reasons)」と呼ばれる。第三に、ある理由は行為者の行為を説明する。この機能をもつ理由は「説明理由 (explanatory reasons)」と呼ばれる。

理由には一種類しかなく、一種類の理由がこれら三つの機能をもつかもつかもない、または、理由には三種類あり、それぞれ理由がそれぞれの機能をもつかもつかもない (Alvarez 2010)。本稿ではいずれであるかを定めることはしない (さらに、動機づけ理由と説明理由の区別は不要かもしれない)。

本稿では、これらのうち規範理由 (あるいはその機能をもつ理由) に焦点をあて、それが何かと問う。

2.2 理由の分析

ところで、「理由とは何か」という問いは概念的な問いであり、それに答えることは理由の解明的な定義を与えることに他ならない。それは、理由であることの必要十分条件 (理由とは、…場合であり、かつその場合にかなる) を示すだけでなく、その概念構成を示す。

たとえば、正方形 (square) の分析を考えてみよう (Earl 2023)。「正方形とは何か」という問いに、それは四辺をもち等辺の図形 (four-sided regular figure) であると答えることができる。この場合、「四辺をもち」(four-sided) や「等辺」(regular) や「図形」(figure) は「正方形」という概念の構成要素である。そして、正方形の分析は必ずしもこの一つしかないわけではない。たとえば、正方形とは、辺の長さがすべて同じで、隣り合う辺が互いに直交している四辺の閉じた平面図形である、と答えることもできる。

同様に、理由の分析とは、「理由とは何か」と問い、それは X である、と答えることである。X には理由概念の構成要素が含まれる。また、X は必ずしも一つだとは限らない。

ここで、上述の事例から、「理由とは何か」に答えるために次の三種類の制約が課される場合があることがわかる（Cf. Dancy 2000: Ch.5）。規範制約によれば、X は行為を支持したり正当化したりすることができなければならない。動機づけ制約によれば、X は行為者を動機づけることができない。説明制約によれば、X は行為者の行為を説明することができない。

本稿では、規範理由とは何かを問うので、望ましい分析は少なくとも規範制約を満たさなければならない。加えて、動機づけ制約や説明制約を満たす分析であれば、より望ましいだろう³。

規範理由とは何かについて、論者たちのあいだで共通理解がある。規範理由とは特定の仕方で行為することを支持する考慮である（A normative reason is a consideration that counts in favor of acting in a certain way）、という理解がそれである。しかし、これは上述した意味での理由の分析ではない。ここでの「支持する（counts in favor）」とは「規範的評価を与える（理由を与える）」ということに他ならないからだ。すなわち、規範的評価を与える理由とは特定の仕方で行為することに規範的評価を与える考慮である、と述べているにすぎない。それは「動機づけ理由とは特定の仕方で行為することを動機づける考慮である」や「説明理由とは特定の仕方で行為することを説明する考慮である」と同様に、何かを解明しているわけではなく、解明的定義になっていない。むしろ、省略した表現を省略しないで表現し直したにすぎない。

そこで規範理由の分析とは、「特定の仕方で行為することを支持する考慮（a consideration that counts in favor of acting in a certain way）とは何か」と問うことに等しいのだ。

2.3 従来の分析の概要

この問いをめぐる現在では、以下の三つの立場が提案されている。第一に、原始主義 (Primitivism) によれば、規範理由は原始的でそれ以上分析できない (Scanlon 1998, 2014; Parfit 2011)。第二に、説明主義 (Explanationism) によれば、規範理由は、べし (ought) に関する事実の説明 (explanation) として分析できる (Broome 2014, Finlay 2014)。第三に、証拠主義 (Evidentialism) によれば、規範理由は、べしに関する事実の証拠 (evidence) として分析できる (Kearns & Star 2009)。

しかし、これだけが考えられうる立場ではない。理由や規範理由とは何か、という問いは、理性 (大文字の Reason) とは何かという問いと深く関わっている。理性を働かせるということは、ある理由 (a reason) に基づいて信じたり、行為したりすることだからだ。理性を分析するため、理由を分析したり、それに深い洞察が与えられてきた。特に、理由は行為者 (特にその行為者が抱く欲求) に内的か外的かをめぐって論争が続いてきた。ヒューム主義によれば、欲求に内的な理由しかない (Williams 1981)。カント主義やアリストテレス主義によれば、欲求に外的な理由もある (McDowell 1995; Korsgaard 1996)。

この対立は規範理由の分析をめぐる論争として捉え直すことができる。つまり、ヒューム主義によれば、規範理由は欲求によって分析できる (Williams 1981)。カント主義によれば、規範理由は自律によって分析できる (Korsgaard 1996)。アリストテレス主義によれば、規範理由は徳によって分析できる (McDowell 1995; Setiya 2007)。本稿では、これらの立場も加えた六つの立場を検討し、そのうちアリストテレス主義を支持していく。

3. 従来の分析とその問題点

3.1 ヒューム主義（欲求基底説）とその問題点

バーナード・ウィリアムズは次の「準ヒュームのモデル」を提示する。「ある行為者が ϕ する理由をもつのは、その行為者が自分が ϕ することでその充足に貢献するだろう何らかの欲求をもつ場合であり、かつその場合にかぎる」(Williams 1981: 101, 邦訳 176)。ウィリアムズはここでの「欲求」を「主観的動機づけ群」に拡張し、「健全な熟慮の過程」を追加することで、このモデルを修正していく (Ibid. 102–106)⁴。

マイケル・スミスも次のヒューム主義を支持している「ある行為者が ϕ する理由をもつのは、その行為者が完全に合理的であるならば、自分が ϕ することを欲求するだろう場合であり、かつその場合にかぎる」(Smith 1994: 151–152, 邦訳 203–204)⁵。

マーク・シュローダーの仮言主義 (hypotheticalism) もヒューム主義の一種である。「すべての命題 r , 行為者 x , 行為 a において、行為者 x にとって命題 r が理由であるのは、その行為者 x が欲求を抱く対象が p であり、命題 r の真理がなぜその行為者 x が行為 a を行うことが自分の欲求対象 p を促進するかの説明の一部である場合、その場合にかぎる」(Schroeder 2007: 59)。大雑把に言えば、ある行為者が ϕ する理由をもつのは、その行為者が ϕ することがその行為者の何らかの欲求充足に貢献するだろう場合であり、かつその場合にかぎる、というものだ。

これらヒューム主義の利点として、それが動機づけ制約も説明制約も満たすことが挙げられる。分析項に登場する欲求は行為者を動機づけるし、その行為を説明するからである。

しかし、ヒューム主義は規範理由を欲求という心的状態に還元することで、規範性を消去してしまい、規範制約を満たさないだろう (Scanlon 2014: 6)。特に仮言主義は我々は道徳的でなくてもよい理由をもつことを認めてしまうだろう。道徳的であるべき理由とは何かに答えない。

また、この分析の十分条件は成り立たない。規範理由がないことでも我々は欲するからだ。たとえば、ペンキの事例のように、我々はペンキを飲みたいという欲求をもちうる。必要条件も成り立たない。欲しなくても我々は規範理由をもつからだ。たとえば、妻にとってより良い夫になりたいと欲していないくても、よりよい夫になるべき理由はあるだろう (Cf. Williams 1995: 39)。また、激痛 (agony) が走ることを知ってはいるが避けたいと欲していないくても、避けるべき理由が我々にはあるだろう (Parfit 2011, vol. 1: 76, 邦訳 82)。

たしかに事実として、規範理由があれば、欲求 (動機づけ) をもっているように見える。だが、この見かけはヒューム主義を支持しない。理由が欲求を抱かせていることもあるからだ (Nagel 1970: 29; Dancy 2000: 36–37)。妻にとってよりよい夫になるべき理由について熟慮した夫は、当初は抱いていなかった、より良い夫になりたいという欲求を抱くようになるかもしれない。

3.2 カント主義 (自律基底説) とアリストテレス主義 (徳基底説) とそれらの問題点

クリスティーン・コースガードのカント主義によれば、行為者が自律的で道徳的であるならば、その行為者の主観的動機づけ群から健全な熟慮の過程を踏まずとも、 ϕ する結論にたどり着くことができる。それこそがカントが描くような「自律的で道徳的な行為者の熟慮を特徴づける思考過程」だという (Korsgaard 1986: 11)。すなわち、理由の分析は次のようになる。「ある行為者が ϕ する理由をもつのは、その行為者が自律的で道徳的であるならば、主観的動機づけ群からの健全な熟慮の過程を踏まずとも、 ϕ する結論にたどり着くだろう場合であり、かつその場合にかぎる」。

ジョン・マクダウェルのアリストテレス主義によれば、行為者が有徳であるならば、その行為者の主観的動機づけ群から健全な熟慮の過程を踏ま

ずとも、「まっとうに育てられれば」(properly brought up), ϕ する結論にたどり着くことができる (McDowell 1995: 73, 邦訳 80-85). マクダウェルが念頭に置いているのは, アリストテレスが描く道徳教育である. 理由の分析は次のようになる. 「ある行為者が ϕ する理由をもつのは, その行為者が有徳であるならば, 主観的動機づけ群からの健全な熟慮の過程を踏まずとも, ϕ する結論にたどり着くだろう場合であり, かつその場合にかぎる」⁶.

キーラン・セティヤのアリストテレス主義もまた徳に訴えて規範理由を分析する. 「 p という事実が行為者 A にとって ϕ する理由であるのは, その行為者 A が一群の心理的状态 C にあって, その心理的状态 C に p だと信じることが加わることによって ϕ するように動機づけられる傾向性の実践的思考の善い傾向性 (= 徳) となる場合, かつ, C に間違った信念が含まれていない場合にかぎる」(Setiya 2007: 12). ここで「実践的思考 (practical thought)」とは, 意図的に熟慮することだけでなく, 特定の理由で行為するように動機づけられることや, 諸理由のバランスをとることや, 意図と欲求を形成し改訂することを含む (Ibid. 7-8). また, 徳は性格を表す傾向性 (disposition) なので, 実践的思考へ入っていく善い傾向性として特徴づけられている (Ibid. 8).

カント主義とアリストテレス主義の利点として, これらの分析は規範制約を満たすことが挙げられる. ある行為者が「自律的で道徳的である」あるいは「有徳である」ならば, その行為者が「 ϕ する結論にたどり着くだろう」とすることで, ϕ するという行為を支持したり正当化したりするからだ.

だが, 「自律的で道徳的な行為者」や「有徳な行為者」が動機づけられるものは, 彼ら・彼女らでない我々が動機づけられるものではない. たとえば, 我々は自律的で道徳的になろうとか有徳になろうと動機づけられるが, 既にそうである彼ら・彼女らはそう動機づけられないだろう. つま

り、カント主義もアリストテレス主義も、動機づけ制約を満たさない、また、何をもって「自律的で道徳的である」か、「有徳である」かがはっきりしない (Markovits 2014: 51–54)。

それに、カント主義もアリストテレス主義も十分条件が成り立たない。自律的で道徳的な行為者や有徳な行為者は ϕ するという結論にたどり着くが、彼ら・彼女らでない我々には ϕ する規範理由がない場合がある。たとえば、負けた試合で相手と握手する場合である (Watson 1975)。自律的で道徳的な行為者や有徳な行為者は負けた試合でもきちんと相手と握手するという結論にたどり着くだろうが、彼ら・彼女らでない我々のうちには握手しようとするも悔しさが優って無礼な態度に出てしまうものがあるだろう。そうした人物には握手する規範理由はない。むしろ、怒りを抑えて帰る規範理由がある。必要条件も成り立たない。我々は ϕ する規範理由をもつが、自律的で道徳的な行為者や有徳な行為者は ϕ するという結論にたどり着かない場合がある。たとえば、前述したとおり、道徳的になろうと、あるいは有徳になろうと励む場合である。

ところで、ヒューム主義者マイケル・スミスは規範理由が動機づけ制約を満たさなければならないということを諦めている (Smith 1994: 14, 130, 邦訳 20, 174)。定義上、規範理由は規範制約を満たし、動機づけ理由は動機づけ制約を満たす。ところで規範理由と動機づけ理由が同じである必要はない。動機づけ理由になりえない規範理由があるかもしれないのだ。スミスによれば、規範理由も動機づけ理由も「理由」なのは、両者が説明制約を満たすから、実際には、理由は行為を理解可能な (intelligible) ものにしなければならないからだという。

だが、既に述べたとおり、規範理由の望ましい分析は規範制約に加えて、動機づけ制約や説明制約を満たすほうが、より望ましいだろう。ウィリアムズが強調するように、規範理由は、動機づけ理由と別扱いされても、動機づけ制約を満たすべきだ⁷。

3.3 原始主義 (Primitivism) とその問題点

デレク・パーフィットやトーマス・スキャンロンによれば、規範理由は原始的 (primitive) であり、他の何かによって分析できない。「我々がある態度を持つことや、ある仕方で行動することを、事実が支持するとき、それらの事実が我々に理由を与える、と言えそうだ。しかし、「支持する」は大体のところ「理由を与える」ということを意味する。…他のいくつかの根本的な概念と同じように、理由という概念は定義不可能である。」(Parfit 2011, vol. 1: 31, 邦訳 31)。「理由という概念を原始的なものとなそう。何かの理由であるとはどういうことか、その説明をどのように試みても同じ概念に戻ってしまうように思える。そのことを支持する考慮という概念だ。「では、どのようにして支持するのか」と誰かが尋ねるかもしれない。「そのことの理由を与えることによって」しか答えはないように思える。」(Scanlon 1998: 17)

パーフィットはむしろ規範理由によって、べし (should や ought) を分析しようと試みる。「我々はある仕方で行為する決定的理由あるいはもっともな理由 (most reason) をもつとき、この行為は、決定的理由を含意するという意味 (the decisive-reason-implying senses) で、我々がすべき (should or ought) ことである。我々が「決定的理由」や「もっともな理由」という表現をまったく使わなくても、我々の多くはこれらの理由を含意する意味で「べし」を使う。」(Parfit 2011, vol. 1: 33, 邦訳 32)。

原始主義の利点として、それが規範理由は他の何かによって分析できない規範概念であるとするだけで、規範制約を満たすことが挙げられる。

しかし、原始主義は動機づけ制約を満たさない。また、この立場は理由を分析するあらゆる試みが失敗した後にとるべき消極的な立場であり、分析できないとする積極的議論は見当たらない。コースガートが言うようにそれは理由があるという「確信の表明」にすぎない (Korsgaard 1996: 40–41, 邦訳 45–46)。

さらに、規範理由を与えることが〈支持する〉ことである以上には分析できないとしてしまうと、誤った〈支持する〉を規範理由にしまうことになる (Broome 2013: 53)。たとえば、風が強いことはある選手が試合で優勝することを支持するが、優勝する規範理由を与えるわけではない。

原始主義はまた規範理由を加算名詞の reason が指す概念でなく、不加算名詞の reason が指す概念であると誤解している可能性が高い (Broome 2018)。べし (ought) は不可算名詞を使った「もっともな理由」(most reason) によって分析できるが、それは我々が論じる加算名詞の規範理由ではない。

3.4 説明主義 (Explanationism) のその問題点

ジョン・ブルームは規範理由を、他の理由によって優越や凌駕されえない「pro toto な理由」と、他の理由によって優越や凌駕されうる「pro tanto な理由」に区別する。そしてどちらのタイプの規範理由も、あなたが ϕ すべきだという事実 (規範的事実) の説明 (pro tanto の場合、説明は計量的) として定義できると主張する (Broome 2013: 50, 53)。

ある行為者にとって ϕ することの pro toto な理由とは、なぜその行為者が ϕ すべきかの説明である、と定義される。また、ある行為者にとって ϕ することの pro tanto な理由とは、なぜその行為者が ϕ すべきかの説明、またはは、なぜその行為者が ϕ すべきでないかの説明、またはなぜその行為者が ϕ すべきでもすべきでないでもないかの説明において、 ϕ を支持する役割をもつものである、と定義される。

ブルームは理由の定義を与えているが、理由の分析として捉え直すことができる。そのため便宜上、pro toto な理由の定義を必要十分条件で表すと次のようになる。ある行為者が ϕ する (pro toto な) 理由をもつのは、なぜその行為者が ϕ すべきかの説明がある場合であり、かつその場合にかぎる⁸。つまり、ブルームはこのタイプの規範理由を「べし (ought)」と「説明」によって分析しているのだ。たとえば、あなたが八時に薬を飲む (pro

toto な) 理由があるのは、なぜあなたが八時に薬を飲むべきかの説明があるものとして分析できる。

スティーヴン・フィンレイは分析項の一方がべしではなく善さ (goodness) に関する事実だとし、説明主義を改善している (Finlay 2014)。「善い」は pro tanto な概念に必要な種類を表し、s にとって ϕ する理由とは、s にとって ϕ する [ことが善い] 理由の省略として使われる。それはなぜ s が ϕ するならばそのほうが善かの説明を意味する」(Ibid. 90)。わかりやすく言えば、ある行為者が ϕ する (pro toto な) 理由をもつのは、なぜその行為者が ϕ するほうが善いかの説明がある場合であり、かつその場合にかぎる。

説明主義の利点として、それが規範制約を満たし、また明示的に説明制約を満たすことが挙げられる。

しかし、説明主義は動機づけ制約を満たさない。なぜある行為者が ϕ すべきかの説明があるとしても、必ずしもその行為者が ϕ するよう動機づけられることはないだろう。また、ブルームの分析では必要条件が成り立たない (Wiland 2012)。たとえば、私には寄付をする規範理由はあるが、寄付をすべきだとは言えないとしよう。説明主義によれば、私に寄付をする規範理由がある以上、なぜ私が寄付をすべきかの説明がなければならないことになってしまう。寄付のように義務を超えた行為 (supererogation) は反例になる。ジョナサン・ダンシーはまた「それがうれしいから」など誘惑的理由 (enticing reasons) は規範理由だが、それをしない権利が我々にはある以上「べし」に結びつかないという (Dancy 2004)。これも必要条件の反例の一つになるだろう⁹。

フィンレイの分析は、これらの問題点に応え、必要条件を成り立たせる。たとえば、私には寄付をする規範理由はあるが、寄付をすべきだとは言えないとしよう。フィンレイの分析によれば、私に寄付をする規範理由があれば、なぜ私が寄付すべきかの説明がなくても、なぜ寄付することは私にとって善いかの説明さえあればよい。「それがうれしいから」という誘惑

の理由も「なぜ私にとって善いかの説明があるから」と言えるだろう。

それでも、説明主義では、十分条件が成り立たない。たとえば、私が道徳的であるべきだという事実に進化的説明があるとしよう。だが、それは私にとっての道徳的である規範理由だとは言えないだろう。

ところで、フィンレイの分析は、善さの責任転嫁説に反するだろう。この説によれば、善さという価値がもつように思える規範性は理由に転嫁すべき性質だとされる¹⁰。したがって、善さは規範理由によって分析できるが、その逆ではない (Scanlon 1998: 96)。もし、この説が正しければ、フィンレイの分析は間違っていることになる。

3.5 証拠主義 (Evidentialism) とその問題点

カーンズとスターは分析項のもう一方はその事実の説明でなく証拠のほうに適切だと論じている (Kearns & Star 2009)。ある人物が ϕ する理由をもつのは、なぜその人物が ϕ すべきかの証拠がある場合であり、かつその場合にかぎる。ただし、 ϕ には行為だけでなく信念も含まれる。

証拠主義の利点として、それが規範制約を満たすことが挙げられる。証拠主義は必要条件も成り立たせる。たとえば、私には寄付をする規範理由はあるが、寄付すべきだとは言えないとしよう。証拠主義によれば、私に寄付をする規範理由があれば、なぜ私が寄付をすべきかの説明がなくても、証拠さえあればよい。誘惑的理由も同様に言えるだろう。

カーンズとスターはさらに二つの評価軸 (desiderata) を提示し、証拠主義はそれを満たすと論じている。第一は理由の程度であり、理由の分析は規範理由がその強さに程度をもつことを説明できなければならない。第二は統一性であり、理由の分析は行為の規範理由だけでなく信念の規範理由を合わせて統一的に説明できなければならない。たしかに証拠主義はどちらも問題なく満たすだろう。

しかし、証拠主義は動機づけ制約を満たさない。また、証拠主義は説明

制約も（少なくとも説明主義ほど明示的には）満たさない。

さらにこの分析では、十分条件が成り立たない。たとえば、私が道徳的であるべきだという事実に進化的な証拠があるとしよう。だが、それは私にとっての道徳的である規範理由だとは言えないだろう。

以上から、従来の分析はどれも規範制約と動機づけ制約と説明制約を同時に満たすことはなく、またそれぞれに問題点があることを示した。次節では、従来のアリストテレス主義を修正し、この三種類の制約を満たす分析を提案する¹¹。

4. 提案

4.1 徳に基づく規範理由の分析

前節では、従来のアリストテレス主義として次の分析を紹介した。ある行為者が ϕ する理由をもつのは、その行為者が有徳であるならば、主観的動機づけ群からの健全な熟慮の過程を踏まずとも、 ϕ する結論にたどり着くだろう場合であり、かつその場合にかぎる。そして、その問題点を列挙した。

本稿では、この分析を修正して、次の徳に基づく規範理由の分析を提案する。ある人物が自分には ϕ する規範理由があるのは、その人物がある側面で有徳であるならば自分が ϕ するように動機づけられるだろう場合であり、その場合にかぎる。ただし、 ϕ には行為だけでなく信念も含まれる（そこで、元の分析の「行為者」を「人物」に言い換えた）。

たとえば、私には飢餓救済団体に寄付する規範理由がある。なぜなら、私が博愛心という側面で有徳であるならば、自分が飢餓救済団体に寄付するように動機づけられるだろうからだ。一方で、私にはペンキを飲む規範理由はない。なぜなら、私が思慮深さという側面で有徳であるならば、自分がペンキを飲むように動機づけられないだろうからだ。

従来のアリストテレス主義の問題点は何をもって「有徳である」かが

はっきりしないことだった。そこで、この点を明確にしたい。「徳」とは、アリストテレス主義者の解釈に従って、それを身につけている人の開花繁栄（flourishing）を構成する性格特性を指す（Hursthouse 1999: 20, 邦訳 43）。ただし、この開花繁栄を人生の意味（meaning in life）に置き換えてもよい。そして、ある人物が「有徳である」とは、それを身につけている人の開花繁栄や人生の意味を構成する性格特性をそなえていることを指す¹²。

また、「その人物がある側面で有徳である」とは、我々が自分たちとはかけ離れた完全に有徳な人物になることを指すのではなく、マーク・ヴァン＝ルーゼンが合理的行為者に対して提案する「それほど理想化されていない（less idealized）」人物を指す（van Roojen 2000: 237）。

ヴァン＝ルーゼンは、理由の分析に伴う条件的誤謬（conditional fallacy）の問題を回避するため、合理性を切り分けることを提案している（Ibid.）条件的誤謬の問題とは、理由を条件文のかたちで分析する際に生じるものであり、合理的な行為者であれば、合理的になろうと欲しないだろうという問題である。ヴァン＝ルーゼンは合理性が、認知能力や想像力をもつこと、十分な情報を有すること、道具的合理性を備えることなど、様々な側面をもっていることに注目する。ある側面（たとえば認知能力）だけ合理的な行為者であれば、別の側面（たとえば十分な情報を有すること）で合理的でありたいと欲するだろう、と考えればこの問題を回避できるのではないか、と考えたのだ。

しかし、規範理由の分析において、合理性を切り分けてしまうことには問題がある（杉本 2011: 64）。議論の前提で確認したように、規範理由は特定の仕方で行為することを支持する考慮だった。そして、「支持する」とは「規範的評価を与える」を意味した。合理性を切り分けてしまうと、ある側面での規範的評価と別の側面での規範的評価が衝突する可能性が生じてしまうのだ。たとえば、ある人物は、十分な情報を有していれば、ペン

キを飲みたいと欲しないだろう。その人物はペンキを飲む規範理由をもたないように思える。ところが、その人物は、認知能力をもっていれば、ペンキを飲みたいと欲するでしょう。その人物はペンキを飲む規範理由ももつように思える。そして合理性は、私たちにこのようなジレンマを要求しないように思えるのだ。

ところが、徳に関しては我々は「正直な人」や「勇敢な人」と有徳さを切り分けてごく普通に語る。しかも、そうした人を完全に有徳な人物だとまでみなしていない。「正直な人」や「勇敢な人」などは「それほど理想化されていない」有徳な人物として適切に理解できる。

また、合理性とは違い、道徳は私たちにジレンマを要求することがある。いま A することと B することが同時にできないとする。ある人物が、もし正直さという側面の有徳であれば、A するように動機づけられるだろうでしょう。この分析によれば、その人物は A する規範理由をもつ。ところが、その人物がもし勇敢さという側面の有徳であれば、B するように動機づけられるだろうでしょう。この分析によれば、その人物は B する規範理由ももつ。その人物は果たして A すべきなのか、B すべきなのか。これが道徳の要求するジレンマ（道徳的ジレンマ）である。

この分析の利点として、それが規範制約と動機づけ制約と説明制約をすべて満たすことが挙げられる。この分析はカーンズとスターが二つの評価軸も満たす。まず、この分析は規範理由がその強さに程度をもつことを、当の人物がどの程度徳を身につけるかによって説明できる。次に、この分析は行為の規範理由だけでなく信念の規範理由を合わせて統一的に説明できる。

この分析によれば、私がある側面の有徳であるならば道徳的であるように動機づけられるだろう。この分析は私が道徳的であるべき理由も提示する。

この分析はさらに他の分析では説明が困難だった事例を説明することが

できる。まず、ヒューム主義の反例だった「よりよい夫になるべき理由」「激痛を避けるべき理由」を優しさや思慮深さといった徳の観点から説明できる。たとえ妻にとってよりよい夫になりたいと欲したり、激痛を避けたいと欲したりしていなくても、優しい人や思慮深い人はそう動機づけられるだろう。説明主義の反例だった「寄付をする理由」「誘惑的理由」も博愛といった徳の観点から説明できる。義務を超えた行為である以上、寄付をすべきだと言えないことが問題だった。それでも博愛心をもった人は寄付するように動機づけられるだろう。

4.2 徳に基づく規範理由の分析の課題とその応答

しかし、この徳に基づく分析は欲求に外的な理由を前提にしている。そして、内的理由に比べて外的理由を支持するには課題が多い（杉本 2019: 118–119）。だが、ヒューム主義、すなわち内的理由だけしかないという立場が退けられた今、この点はそれほど深刻でないだろう。

深刻な課題は、この分析が従来のアリストテレス主義の問題点を回避できるかだ。まず、アリストテレス主義に対して、有徳な人物が動機づけられるものは、彼・彼女ではない我々が動機づけられるものではない、つまり、動機づけ制約を満たさない、という反論があった。提案した分析によれば、それほど理想化されていない有徳な我々が動機づけられるものは、実際の我々が動機づけられるものだろう、と答えることができる。

十分条件が成り立つのかという問題点もあった。有徳な人物は ϕ する結論にたどり着くが、そうではない我々には ϕ する規範理由がない場合があるのではないか。たとえば、負けた試合で相手と握手することが挙げられた。提案した分析では、相手と握手をすることも友愛という徳の発揮だが、怒りを抑えて帰ることも忍耐や自制という徳を発揮しているとして、この事例を説明できる。

必要条件が成り立つのかという問題点もあった。我々は ϕ する規範理

由をもつが、有徳な人物は ϕ する結論にたどり着かない場合があるのではないか。たとえば、道徳的になるように励むことが挙げられた。提案した分析によれば、次のように説明することができる。「ある側面で有徳である」人物とは完全に有徳な人物ではない。ある側面で徳ある人物は現状で満足せず、道徳的になるようにさらに精進するだろう。

4.3 その徳倫理学的特徴

したがって、徳に基づく規範理由の分析は従来のアリストテレス主義の問題点を回避することができる。むしろこの分析こそ、本来のアリストテレス主義的な徳倫理学的特徴をもった分析だと以下で主張したい。

S・D・ワルシュが指摘するように、アリストテレスもロザリンド・ハーストハウスなど徳倫理学者も、正しい行為はすべて、完全に有徳な人物の行為とまったく同じ行為であるとは言っていない (Walsh 2009: 410, 邦訳 297)。それほど理想化されていない有徳な我々が動機づけられる行為であっても正しい行為はありうるのだ。そうであるならば、それほど理想化されていない有徳な我々がそうすべき理由をもつこともあるはずだ。

また、ハーストハウスは有徳な人物がそれぞれ違う行為をなす可能性を認めている (Hursthouse 1999: 68, 邦訳 105)。自分の娘への誕生日祝いとして A と B のいずれかしか贈ることができない場合、ある有徳な人物は A を選び、別の有徳な人物は B を選ぶこともある。その場合、A を贈る規範理由も B を贈る規範理由もあると言えるだろう。

有徳な人物がそれぞれ違う行為をなす可能性は道徳的ジレンマを構成することもある。(A することと B することが同時にできないとして) 果たして A すべきなのか、B すべきなのか。解決が与えられない点は徳倫理学の欠点に見えるが、ハーストハウスはむしろ利点だという。現実には、私たちは解決されない道徳的ジレンマに直面することがあるからだ。

しかし、我々はジレンマに陥ることは極めて少ない。この点も徳倫理学

は徳の統一性 (unity) に訴えて説明できる。我々はある側面でも有徳であれば、ある程度は他の側面でも有徳であることが多い¹³。たとえば、正直であれば、ある程度は勇敢さや思慮深さなど他の徳も有するだろう。したがって、有徳な人物がそれぞれ違う行為をなす可能性は認められるが、その可能性は極めて小さいのだ。

さらに、ワルシュによれば、アリストテレスは徳の獲得を建築や琴弾きの技能にたとえ、新米の有徳者と習熟した有徳者を区別している (Walsh 2009: 410–411, 邦訳 298–299)。有徳者であろうとまだ新米であれば、習熟した有徳者を目指して励むのだという。

4.4 徳倫理学の問題点とその応答

ところで、徳倫理学は批判されてきた。一つの問題は徳それ自体が望ましいわけでないことだ。たとえば、「忍耐」「従順」「謙虚さ」など「善き女性」の所有する徳として男性視点で決めつけられたことが挙げられる (Dillon: 2017, 571)。これらを「徳」とするかぎり、規範理由自体が男性支配的な社会で決めつけられてしまう危険性があるだろう。

だが、本稿では「徳」をそれを身につけている人の開花繁栄を構成する性格特性とした。この定義からすれば、「忍耐」「従順」「謙虚さ」など男性視点で決めつけられた性格特性は女性たちの開花繁栄を構成しないので、「徳」ではないことになる。

徳倫理学のもう一つの問題だとされるものは、何を「徳」だとするか文化や時代に相対的だというものだ。徳に基づく規範理由の分析において、どのような規範理由があるかも文化や時代に相対的になってしまうと批判されるだろう。

マーサ・ヌスバウムが指摘するとおり、アリストテレスは徳の相対性を認めなかった (Nussbaum 1993: 243, 邦訳 107)。そして、ヌスバウムはアリストテレスのこの見解を擁護しようとしている (Ibid. 244 邦訳, 108–109)。

本稿においても、それを身につけている人の開花繁栄を構成する性格特性として徳を定義するかぎり、その開花繁栄を文化や時代に相対的でなく客観的に理解することは可能だろう。しかし、たとえ徳やそれに基づく規範理由が文化や時代に相対的でも、それはそもそも問題なのだろうか。この点は批判者側が明らかにする必要があるだろう。

5. おわりに

本稿では、従来のアリストテレス主義を修正した、徳に基づく規範理由の分析を提案し、それを擁護した。この分析は規範制約と動機づけ制約と説明制約をすべて満たしている。さらに、他の分析では説明できない事例を説明することができる。さらに、従来のアリストテレス主義の問題点をすべて回避することができる。これはアリストテレス主義的徳倫理学を反映したものであることも示した。

もちろん、規範理由の分析は本稿で挙げた六種類の限ったものではないだろう（それでも私の知るかぎり、この六つが代表的な分析である）。また、提案した分析に対して別の問題点が指摘されるかもしれない。さらなる検討が必要になるだろう。

謝辞

本稿の草稿について伊藤克彦氏と高萩智也氏および匿名の査読者から貴重なコメントを戴いた。また本稿は 2023 年 11 月 26 日に日本哲学会秋季大会と 2024 年 10 月 26 日に三田哲学会 MIPS2024 にて同題で発表した内容をもとに加筆・修正したものである。会場の方々にも貴重なコメントを戴いた。謝意を示したい。

付記

本研究は JSPS 科研費 23K00036 と慶應義塾学事振興資金（個人研究）の助成を受けたものである。

註

- ¹ ここで「動機づけ」は因果関係の一種だとする。ある衝動が行為者のある行為へと動機づけるとは、その衝動が原因となり、結果としてその行為を実現することである。
- ² この場合、ペンキを飲むようにその行為者を動機づける理由は、ペンキが飲みたいという衝動でなく、その衝動がマッドサイエンティストによってこの行為者に植え付けられたという事実であるように思える。
- ³ 他にも制約があるかもしれないことには注意する必要がある。Wiland (2012) は所有者制約を提案している。この制約によれば、X は誰かのものでなければならない。
- ⁴ ただし、ウィリアムズ自身が実際に試みたのは理由の分析でなく、次のような必要条件の提示（内的理由の擁護）だったと解釈すべきだろう。「ある行為者が ϕ する理由をもつならば、その行為者が、すでにもつ動機づけ（主観的動機づけ群）から健全な熟慮の過程によって、 ϕ する結論にたどり着くことができない」。また、ウィリアムズは規範理由と動機づけ理由を明確に区別しているわけではない。規範理由と動機づけ理由を区別しないドナルド・デイヴィッドソンも、ヒューム主義の支持者としてもよいかもしれない (Davidson 1963)。
- ⁵ ただし、スミスが呼ぶ「（動機づけの）ヒューム主義」(Smith 1994: 92, 邦訳 122) と本稿の「ヒューム主義」は違う意味なので、注意されたい。
- ⁶ コースガードやマクダウェルも理由の分析を目指したわけではなく、ウィリアムズの提案に反対し、理由をもつために動機づけは必要としないと論じ、次のような必要条件を提示（外的理由の擁護）しているにすぎない。「ある行為者が ϕ する理由をもつならば、その行為者が、すでにもつ動機づけ（主観的動機づけ群）から健全な熟慮の過程を踏まずとも、 ϕ する結論にたどり着くことができる」。ただし、コースガードもマクダウェルも内的理由の存在は認めるはずであり、内的理由に加えて外的理由もあると言う。
- ⁷ 規範理由が動機づけ制約を満たすべきだという点は外的理由の支持者も賛成する。実際、コースガードも「内在主義の要請」自体は賛成する (Korsgaard 1986: 11)。
- ⁸ ブルームはここで「説明 (explanation)」を説明項として使用している (Broome 2013: 48)。たとえば、自然選択はなぜ進化が行なったかを説明するので、自然

選択はなぜ進化が行なったかの「説明」である。

- ⁹ すべての誘惑的理由が義務を超えた行為の理由に限られるかは明らかではないので、本稿では義務を超えた行為の反例と誘惑的理由の反例を分けて挙げている。
- ¹⁰ 善さの責任転嫁説はある対象の善さを次のように分析する。ある対象に善さがあるのは、その対象が次の性質をもつ場合、その場合にかぎる。その性質とは、ある行為者がその対象に対して肯定的態度をとるための規範理由を与えるという性質である。
- ¹¹ 理由の分析は必ずしも一つに限らないことに注意した。したがって、本稿の提案は他の分析を妨げるものではない。
- ¹² ある人の開花繁栄や人生の意味（アリストテレスが呼ぶ「テロス」）はどのように決まるだろうか。主観説によれば、それはその人の心理的状态から独立には特徴づけることはできない。客観説によれば、それはその人の心理的状态から独立に特徴づけることができる。筆者は客観説を支持し、何が開花繁栄や人生の意味かは共同体の中で話し合われて決められていくと考えている。詳細は稿を改めて論じたい。
- ¹³ 徳の統一性は何が徳であるかを判定する基準としても役立つ。たとえば、「片付け上手」は徳ではない。なぜなら、正直さや勇敢さや思慮深さをもたなくても片付け上手である人物は容易に想像できるからだ。

参考文献

- Alvarez, M. (2010) *Kinds & Reasons: An Essay in the Philosophy of Action*, Oxford University Press.
- Broome, J. (2013) *Rationality Through Reasoning*, Oxford University Press.
- Broome, J. (2018) “Reason Fundamentalism and What Is Wrong with It,” D. Star (ed.), *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*, Oxford University Press.
- Dancy, J. (2000) *Moral Reality*, Oxford University Press.
- Dancy, J. (2004) “Enticing Reasons,” in R. J. Wallace, P. Pettit, S. Scheffler & M. Smith (eds.) *Reason and Value: Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz*, Clarendon Press, pp. 91–118.

- Davidson, D. (1963) "Actions, Reasons, and Causes," in his *Essays on Actions and Events*, 2nd Edition, Oxford University Press. (邦訳: D・デイヴィドソン (河島一郎訳) 「行為・理由・原因」, 門脇俊介・野矢茂樹編・監修『自由と行為の哲学』, 春秋社, 2010 年, 第 5 論文).
- Dillon, R. S. (2017) "Feminist Virtue Ethics," in A. Garry, S. J. Khader, & A. Stone (eds.) *The Routledge Companion to Feminist Philosophy*, Routledge, 568–578.
- Earl, D. (2023) "The Classical Theory of Concepts," in *The Internet Encyclopedia of Philosophy*. <https://www.iep.utm.edu/conc-cl/> (アクセス日 2023 年 11 月 25 日) [ただし, 出版年はアクセス日で示す.]
- Finlay, S. (2014) *Confusion of Tongues: A Theory of Normative Language*, Oxford University Press.
- Hursthouse, R. (1999) *On Virtue Ethics*, Oxford University Press. (邦訳: ロザリンド・ハーストハウス (土橋茂樹訳) 『徳倫理学について』, 知泉書館, 2014 年.)
- Kearns, S., & Star, D. (2009) "Reasons as Evidence," in R. Shafer-Landau (ed.) *Oxford Studies in Metaethics*, 4: 215–242.
- Korsgaard, C. M. (1986) "Skepticism about Practical Reason," *The Journal of Philosophy*, 83(1): 5–25.
- Korsgaard, C. M. (1996) *The Source of Normativity*, Cambridge University Press. (邦訳: クリステーン・コースガード (寺田俊郎・三谷尚澄・後藤正英・竹山重光訳) 『義務とアイデンティティの倫理学: 規範性の源泉』, 岩波書店, 2005 年.)
- Markovits, J. (2014) *Moral Reason*, Oxford University Press.
- McDowell, J (1995) "Might There Be External Reasons?," in J. E Altham & R. Harrison (eds.) *World, Mind and Ethics: Essays on the Ethical Philosophy of Bernard Williams*, Cambridge University Press, 68–85. (邦

- 訳：ジョン・マクダウエル（村上友一訳）「外在的理由はありうるか」, 大庭健編・監訳『徳と理性 マクダウエル倫理学論文集』, 勁草書房, 2016 年, 第七章.)
- Nagel, T. (1970) *The Possibility of Altruism*, Princeton University Press. (邦訳：トマス・ネーゲル（蔵田伸雄監訳）『利他主義の可能性』, 勁草書房, 2024 年.)
- Nussbaum, M. C. (1993) “Non-Relative Virtues: An Aristotelian Approach,” in M. C. Nussbaum & A. Sen (eds.) *The Quality of Life*, Oxford University Press, pp. 242–270. (邦訳：マーサ・ヌスバウム「相対的ではない徳——アリストテレス的アプローチ」, 加藤尚武・児玉聡編・監訳『徳倫理学基本論文集』, 勁草書房, 2015 年, 第 5 章.)
- Parfit, D. (2011) *On What Matters*, Vol.1-2, Oxford University Press. (邦訳：デレク・パーフィット（森村進訳）『重要なことについて』, 勁草書房, 2022 年, 第 1 巻, 第 2 巻.)
- Scanlon, T. M. (1998) *What We Owe to Each Other*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Scanlon, T. M. (2014) *Being Realistic about Reasons*, Oxford University Press.
- Schroeder, M. (2007) *Slaves of the Passions*, Oxford University Press
- Setiya, K. (2007) *Reasons without Rationalism*, Princeton University Press.
- Smith, M. (1994) *The Moral Problem*, Blackwell Publishing. (邦訳：マイケル・スミス（桎則章監訳）『道德の中心問題』, ナカニシヤ出版, 2006 年.)
- Van Roojen, M. (2000) “Motivational Internalism: a Somewhat Less Idealized Account,” *The Philosophical Quarterly*, 50(199): 233–241.
- Walsh, S. D. (2009) “Teleology, Aristotelian Virtue, and Right”, in J. Sterba (ed.), *Ethics: The Big Questions*, 2nd Edition, Wiley-Blackwell, pp. 409–418. (邦訳：S・D・ワルシュ「目的論, アリストテレスの徳, 正しさ」, 加藤尚武・児玉聡編・監訳『徳倫理学基本論文集』, 勁草書房, 2015 年,

第 10 章.)

Watson, G. (1975) "Free agency," *The Journal of Philosophy*, 72(8): 205–220.

Wiland, E. (2012) *Reasons*, Bloomsbury.

Williams, B. (1981) "Internal and External Reasons," in his *Moral Luck*, Cambridge University Press. (邦訳：バーナード・ウィリアムズ「内的理由と外的理由」，伊勢田哲治監訳『道徳的な運』，勁草書房，2019 年.)

Williams, B. (1995) *Making Sense of Humanity and Other Philosophical Papers*, Cambridge University Press.

杉本俊介 (2011) 「条件的誤謬からの内在的理由説批判」，『実践哲学研究』，34: 51–69 頁.

杉本俊介 (2019) 「行為の理由についての論争」，蝶名林亮 (編著)『メタ倫理学の最前線』，勁草書房，第 4 章，101–126 頁.